

法の見直しによる三重県生活環境の保全に関する条例 の影響について

三重県生活環境の保全に関する条例について（指定施設）

騒音関係

工場等に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。（条例第2条第11号）

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	圧延機械（定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
2		製管機械
3		ベンディングマシン （ロール式のものであって、定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
4		液圧プレス（矯正プレスを除く。）
5		機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
6		せん断機（定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
7		鍛造機
8		ワイヤーフォーミングマシン
9		プラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
10		タンブラー
11		鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）
☆12		高速切断機
13		空気圧縮機
14	送風機	
☆15	ガス圧縮機	
☆16	真空ポンプ（定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	
☆17	冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000キロジュール以上のものに限る。）	

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第7条別表第6

18	土石又は鉱物の粉砕の用に供する	破碎機	（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
19		摩砕機	
20		ふるい分け機	
21		分級機	
22	繊維製品の製造の用に供する織機（原動機を用いるものに限る。）		
23	建設用資材の製造の用に供する	コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）	
24		アスファルトプラント（混練重量が200kg以上のものに限る。）	
25	穀物用製粉機（ロール式で定格出力が7.5kW以上のものに限る。）		
26	木材の加工の用に供する	ドラムパーカー	製材用：定格出力が☆10kW以上のものに限る。 木工用：定格出力が2.25kW以上のものに限る。
27		チップパー（定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
28		碎木機	
29		帯のご盤	
30		丸のご盤	
☆31		かなな盤	
32	紙の製造の用に供する抄紙機		
33	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）		
34	合成樹脂製品の製造の用に供する射出成形機		
☆35	段ボールの製造の用に供するコルゲートマシン（原動機を用いるものに限る。）		

備考

- 騒音規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
 - 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
 - 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。
- ※ 表中☆は、条例による横だし施設又は騒音規制法との能力が異なるものを示す。

三重県生活環境の保全に関する条例について（指定施設）

振動関係

工場等に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であって規則で定めるものをいう。(条例第2条第11号)

1	金属製品の製造又は加工の用に供する	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
2		機械プレス
3		せん断機（定格出力が1kW以上のものに限る。）
4		鍛造機
5		ワイヤーフォーミングマシン （原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
☆6		ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）
☆7		ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、非常用を除く。）
☆8		振動コンベア
9		圧縮機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
10		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
11		織機（原動機を用いるものに限る。）

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第7条別表第6

☆12	製網機（原動機を用いる結節型のものに限る。）	
☆13	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	
14	木材の加工の用に供する	ドラムバーカー
15		チップパー（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
16	印刷機械（定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
17	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のものに限る。）	
18	合成樹脂用射出成形機	
19	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）	
☆20	ダイカストマシン	
☆21	シェークアウトマシン	
☆22	遠心分離機（洗濯用脱水機を含み、定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	

備考

- 振動規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
 - 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
 - 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。
- ※ 表中☆は、条例による横だし施設又は振動規制法との能力が異なるものを示す。

圧縮機等の規制概要

圧縮機（コンプレッサー）は、圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器で、塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられています。

日本標準商品分類において、おおむね圧縮機（冷凍機を除く。）（分類番号31 2）と送風機（排風機を含む）（分類番号31 4）に分類されるものが規制の対象となり、下記の規模のものについて、法に基づく指定地域※¹では法による規制を受け、その他の地域では条例の規制を受けます。

	特定施設・指定施設	規制地域
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）	指定地域
振動規制法	圧縮機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）※冷凍機を除く。	指定地域
条例（騒音）	空気圧縮機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	その他の地域
条例（振動）	圧縮機 （定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）	その他の地域

指定地域について

○騒音規制法第3条第1項

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

○振動規制法第3条第1項

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

津市、四日市市、伊勢市、松阪市（旧松阪市の区域のみ）、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（員弁町の区域のみ）、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに津市、伊勢市、尾鷲市及び熊野市の区域のうち市長が指定した地域

騒音の規制基準について

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

○騒音規制法（昭和49年4月9日三重県告示第241号の2及び各市の告示）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 及び 午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市長が指定した地域
第4種区域	工業地域及び市長が指定した地域

備考2)

第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

指定施設を設置している者は、当該工場等の敷地境界において、騒音は次の排出基準を遵守しなければなりません。

○三重県生活環境の保全に関する条例（施行規則第22条別表第12）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8 時まで及び午後7時 から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居 地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域 (工業専用地域を除く。)	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考)

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じるものとする。

振動の規制基準について

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界において、次の規制基準を遵守しなければなりません。

○振動規制法（昭和52年12月6日三重県告示第727号及び各市の告示）

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考1)

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市長が指定した地域	
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市長が指定した地域	

備考2)

第2種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

指定施設を設置している者は、当該工場等の敷地境界において、騒音は次の排出基準を遵守しなければなりません。

○三重県生活環境の保全に関する条例（施行規則第22条別表第13）

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域		60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）		65デシベル	60デシベル

備考)

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）については、当該地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じるものとする。

県条例への影響

事業者が定格出力7.5kW以上のスクリー式の圧縮機を設置する場合、振動規制法に基づく指定地域に設置する場合は振動規制法の規制対象外となりますが、その他の地域に設置しようとする場合は県条例の規制対象となります。

なお、騒音規制法は規制対象のままです。

条例規則 別表第6第9の項	圧縮機（冷凍機を除く。） （原動機の定格出力が7.5kW以上であること。）
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域においては、この表の中欄に掲げる施設から同法第二条第一項に規定する特定施設を除く。 二 前号に掲げるもののほか、振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内の同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。 三 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。 	